



【17】 結婚届

(品川与須喜、5月6日結婚、御届書)

〔釈文〕

印

結婚届

南勢多郡河原浜村第五番地

平民農

品川与須喜

右之者、五月六日結婚候ニ付、此段及御届候也

戸主

明治十七年五月廿六日

品川与須喜

河原浜村

戸長 横山房太郎殿

⑰ 結婚届 (品川与須喜、5月6日結婚、御届書)

明治17年(1884)5月26日

明治4年(1871)に制定された戸籍法は、婚姻に関して「其時々戸長へ届け出るべき事」と規定しました。しかし、届出期限や届け出事項の規定はなく、具体的な手続きのほとんどは戸長に一任されていました。ちなみに、この史料においても婚姻相手の氏名は書かれていません。婚姻に関する諸制度は、明治31年(1898)の明治民法第四編(親族)の制定によってようやく整備されることとなります。

河原浜区有文書 P1803 No.1700

(前橋市河原浜町)